

羽陽学園短期大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、羽陽学園短期大学（以下「本学」という。）における学術研究の倫理性及び公正性並びに信頼性を確保することを目的とし、研究者が研究活動において遵守すべき事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における研究者とは、本学の専任の教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。学生は研究者に準ずるものとする。

2 この規程における研究協力者とは、研究の対象となって情報及びデータを提供する人を含む、研究に関係する人々をさす。

(研究者の責任)

第3条 研究者は、研究の遂行にあたって、研究協力者を含むすべての人々の、生命及び健康を守り、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、とりわけ、子どもの健全な発達や障害者、高齢者の人権を損なうことがあつてはならない。

3 研究者は、学術研究が公的なものであることを自覚し、常に説明責任を果たせるよう公正に行動しなければならない。

4 研究者は、絶えず研究倫理を確認し研鑽に励まなければならない。

5 研究者は、学生の研究を指導する場合、または研究活動に学生を加える場合は、学生に研究倫理について教育するとともに、学生が不利益を被ることのないよう配慮しなければならない。

6 卒業研究等で学生が研究活動を遂行する場合には、本研究倫理規程に則り、研究者の指導のもとに行動しなければならない。

(法令遵守)

第4条 研究者は、国際的、国内的に認められた規範及び関係する法令や学会等で定められた倫理規範等を遵守しなければならない。

(不正行為の防止)

第5条 研究者は、本学研究行動規範に則って、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行つてはならない。

(研究費の適正な使用)

第6条 研究者は、研究の遂行にあたっては、本学公的研究費不正防止規程に則つて、経費を適正に管理運用しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集・管理)

第7条 研究者は、研究のための資料、情報及びデータ等を収集するにあたっては、その目的に適う必要な範囲内において、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により行わなければならない。

2 研究者は、収集した研究のための資料、情報及びデータ等並びに関連する研究記録については、適切に保管管理し、必要に応じて開示しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第8条 研究者は、人を対象として個人及び組織並びに団体等から情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、研究協力者に対してその目的及び収集方法等について説明し、明確な同意を得なければならない。

2 研究者は、研究協力者に、研究への参加は任意によるものであり、いつでも自由にとりやめることができるなどを明確に説明しなければならない。

3 子どもや障害を有する人などを対象とする場合、認知・言語能力上の問題や文化的背景の違いなどのために、研究内容の説明について十分な理解が得られると判断できない場合には、保育者や保護者並びに後見人などの代諾者に説明を行い、明確な同意を得なければならない。

4 研究者は、提供を受けた情報及びデータ等の利用又は活用の結果を研究成果として公表する場合においては、原則としてあらかじめ提供者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究に関わる個人情報については、関連する法令及び学内諸規程に基づき適正に取り扱わなければならない。

(研究成果の公表)

第10条 研究者は、研究成果の公表に際しては、プライバシーの保護はもちろん肖像権の配慮など、研究協力者に不利益が生じないよう措置を講ずる責任がある。

2 研究者は、学術研究に対する社会の信頼性を喪失するがないよう十分留意するとともに、公正かつ適切なデータの利用又は活用を行わなければならない。

3 研究の過程で、研究協力者の作成した物は当該個人に帰属する。それらの利用、保管、廃棄等については、当該個人の判断を最大限尊重しなければならない。

(オーサーシップ)

第11条 研究者は、複数で共同研究する場合であっても、研究活動に実質的に参加し、研究内容に責任を有し、研究成果の完成に貢献をしたと認められる場合に、適切な著作者であることを認められる。

(審査の公正性)

第12条 研究者は、他者の研究論文等の査読やその他研究業績の審査にあたる場合は、予断をもつことなく、当該審査基準等に従い公正に審査を行わなければならない。

2 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏洩してはならない。

(利益相反)

第13条 研究者は、研究遂行にあたり、産学官連携など、複数の利害が関連あるいは干渉することが想定される場合には、利益相反の発生を排除またはそれを明

示しなければならない。

(大学の責務)

第 14 条 本学は、研究者の研究倫理に係る意識を高揚するために、必要な啓発及び研究倫理教育の計画を策定し、実施する。

2 本学は、研究者の研究について学会等から倫理審査を求められた場合には適正に対応する。

3 本学は、研究倫理に関して、苦情、相談及び告発等がある場合、適切に対応する。

4 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(研究倫理委員会)

第 15 条 前条の目的を達成するため、「羽陽学園短期大学研究倫理委員会」(以下「倫理委員会」という。)を設置する。

2 倫理委員会の構成及び任期は、次のとおりとする。

(1) 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、学長が指名する。なお、倫理委員会が必要と認める場合には、学外委員を委嘱することができる。

(2) 副委員長は、委員長の職務を代行することができる。

(3) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 倫理委員会の会議は、前条第 1 項から第 4 項に規定する事案が生じたと認められる場合及びその他必要に応じて開催し、審議するものとする。

4 倫理委員会は審議結果を学長に報告する。

(事務局)

第 16 条 本規程に関する事務は、本学総務課が取り扱う。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。